新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため休業等を行った事業者に対する水道料金のうち基本料金免除に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、豊橋市水道事業給水条例（昭和 33 年 12 月 23 日条例第 19 号）第 32 条及び豊橋市水道事業給水条例施行規程(昭和 34 年４月１日水道局規程第１号　以下「規程」という。）の第 19 条の規定に基づき、豊橋市水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）と給水契約をしている水道使用者が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため新型コロナウイルス感染症「愛知県緊急事態措置」により、休業又は営業時間短縮の要請を受け、休業又は営業時間短縮を行い、新型コロナウイルス感染症対策協力金の支給を受けた場合に、管理者と給水契約をしている給水装置設置場所（以下「設置場所」という。）の水道料金のうち基本料金（以下「基本料金」という。）免除について、必要な事項を定めるものとする。

（基本料金免除の対象者）

第２条　基本料金免除の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）愛知県・豊橋市新型コロナウイルス感染症対策協力金の支給を受けた豊橋市内の中小事業者及び個人事業主

（２）豊橋市新型コロナウイルス感染症対策協力金の支給を受けた豊橋市内の中小事業者及び個人事業主

（３）愛知県新型コロナウイルス感染症対策協力金の支給を受けた豊橋市内に対象施設を有する中小事業者及び個人事業主

（基本料金免除の対象となる設置場所）

第３条　基本料金免除の対象となる設置場所は、管理者と給水契約をしている設置場所とし、次の各号のいずれかに該当する場所のうち管理者と給水契約をしている水道使用者が前条に該当する対象者と同一であるものとする。

（１）新型コロナウイルス感染症「愛知県緊急事態措置」に基づき、休業の要請を受け休業を行った施設の場所

（２）新型コロナウイルス感染症「愛知県緊急事態措置」に基づき、営業時間短縮の要請を受け営業時間短縮を行った施設の場所

（基本料金免除の対象調定）

第４条　基本料金免除の対象調定は、令和２年７月期検針及び同年８月期検針分のいずれかとする。

（申請等）

第５条　規程第 19 条第１項の規定に基づき、基本料金免除を申請する者は、「水道料金（基本料金）免除申請書兼誓約書」（様式第１）（以下「申請書」という。）を管理者あて別表

に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

２　管理者は、前項の申請書の内容を審査し、基本料金免除を認める者には「水道料金（基本料金）免除決定通知書」（様式第２）を、非該当とした者には「水道料金（基本料金）免除非該当決定通知書」（様式第３）を速やかに申請者に通知するものとする。

（申請期限）

第６条　前条に基づく申請の期限は、令和２年７月 20 日とする。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附　則

この要綱は、令和２年５月 25 日から施行する。

別表（第５条関係）

区分	添付する書類
愛知県・豊橋市新型コロナウイルス感染症対策協力金の支給を受けた豊橋市内の中小事業者及び個人事業主	豊橋市が通知した「愛知県・豊橋市新型コロナウイルス感染症対策協力金交付決定通知書」の写し。ただし、管理者が必要と認めた場合は、「休業又は営業時間短縮の要請を受け、休業又は営業時間短縮を行ったことが確認できる書類」。
豊橋市新型コロナウイルス感染症対策協力金の支給を受けた豊橋市内の中小事業者及び個人事業主	豊橋市が通知した「豊橋市新型コロナウイルス感染症対策協力金交付決定通知書」の写し。ただし、管理者が必要と認めた場合は、「休業又は営業時間短縮の要請を受け、休業又は営業時間短縮を行ったことが確認できる書類」。
愛知県新型コロナウイルス感染症対策協力金の支給を受けた豊橋市内に対象施設を有する中小事業者及び個人事業主	愛知県内の豊橋市以外の市町村、又は愛知県が通知した「新型コロナウイルス感染症対策協力金交付決定通知書」の写し、及び「休業又は営業時間短縮の要請を受け、休業又は営業時間短縮を行ったことが確認できる書類」。